佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月28日条例第35号)(案)

改正後				改正前			
別表第2(第3条関係)			別	別表第2(第3条関係)			
執行機関	事務	特定個人情報		執行機関	事務	特定個人情報	
1 削除			1	<u>市長</u>	児童福祉法(昭和22年法律第164	地方税法(昭和25年法	
					号)による障害児通所給付費、	<u> 律第226号)その他の地</u>	
					特例障害児通所給付費、高額障	<u>方税に関する法律に基</u>	
					害児通所給付費、肢体不自由児	づく条例の規定により	
					通所医療費、障害児相談支援給	算定した税額又はその	
					付費若しくは特例障害児相談支	算定の基礎となる事項	
					援給付費の支給、障害福祉サー	に関する情報 (以下	
					ビスの提供、保育所における保		
					育の実施若しくは措置又は費用		
					の徴収に関する事務であって規	で定めるもの	
					則で定めるもの		
2 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164		2	市長	児童福祉法による助産施設にお		
	<u>号)</u> による助産施設における助				ける助産の実施又は母子生活支		
		方税に関する法律に基			援施設における保護の実施に関		
	における保護の実施に関する事				する事務であって規則で定める		
	務であって規則で定めるもの	算定した税額若しくは			もの	給付金の支給に関する	
		その算定の基礎となる				情報(以下「生活保護	
		事項に関する情報(以				関係情報」という。)	
		下「地方税関係情報」				又は生活に困窮する外	
		<u>という。)</u> 、生活保護				国人に対する生活保護	
		法(昭和25年法律第144				の措置に関する情報で	
		号)による保護の実施				あって規則で定めるも	
		若しくは就労自立給付				0	
		金の支給に関する情報					
		(以下「生活保護関係					
		情報」という。)又は					

	改正後			改正前	
() () () () () () () () () ()	生活に困窮する外国/ に対する生活保護の抗 置に関する情報であっ て規則で定めるもの	Î	(略)		
の支給、事業の実	表保険法による保険給付 保険という事務であるとことでは、 一様では保健 実施にあるもの ででででであるとことでは、 一様に関係に関するもの でででであるとは、 一様に、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一様には、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一				保護関係情報、介護保

改正後		改正前			
		る情報であって規則で 定めるもの			
8の2 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	保険給付関係情報又は 生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する情報であっ			
(略)			(略)		
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	護保険給付等関係情報、年金給付関係情	15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	護保険給付等関係情報、佐倉市重度心身障
(略)		(略)			
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	報、年金給付関係情報	17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>保護関係情報、</u> 医療保
(略)			(略)		
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活	障害者関係情報であっ	19 市長	障害者の日常生活及び社会生活	障害者関係情報であっ

改正後		改正前				
	を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関す る事務であって規則で定めるも の				を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関す る事務であって規則で定めるも の	て規則で定めるもの
19の2 市長	子ども・子育て支援法(平成24 年法律第65号)による子どもの ための教育・保育給付の支給又 は地域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務であって規 則で定めるもの	に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの				
(略)				(略)		
23 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		23			

改正後	改正前
児童扶養手当等の支給 に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの	給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34 号附則第97条第1項の 福祉手当の支給に関する情報又は佐倉市重度 心身障害者医療費の助成に関する条例による 医療費の助成に関する 情報であって規則で定 めるもの